

# 町議会定例会

## 報告含む議案8件を議決



第14回町議会定例会が12月10日(月)から14日(金)までの5日間で開催され、報告1件、議案7件の合計8件が議決されました。

ここでは、今回の議会で審議された主な内容をご紹介します。

**一般会計に3,511万円を増額補正**

一般会計補正予算では、3,511万円が増額されました。これにより、一般会計の予算総額は、63億7,296万円となりました。主な補正予算の内容は、地

区集会所空調設備の設置費、図書館展望室改修工事費、図書館空調設備改修工事費の増額などです。

### その他の主な提出議案

- 専決処分した事件の承認について(福島県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 郡山市と鏡石町との連携中核都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 特別会計等補正予算(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、駅東第1土地区画整理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、上水道事業会計)

### 町長説明要旨

本年度の主要事業の執行状況については、久来石地区と高久田地区の仮置場原形復旧工事を年度内完了に向けて着手し、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業では前期分がほぼ終了し、後期分の笠石西・東工区、旭町工区も順調に作業が進捗しています。鏡石幼稚園の園舎屋根改修

工事は9月に発注し、11月末に竣工となりました。地域包括ケアシステムの取組の一つとして、鏡石町協議体「みんなで支え合うまちづくり会議」では買い物支援のための「便利マップ(仮称)」制作に取り組んでいます。初めての試みとして、かがみいしインスタフォトコンテストを実施し、魅力ある写真を多数応募いただきました。

### 町消防団長に稲田幸吉さん就任

稲田さんは、昭和49年に消防団に入団、昭和60年に第4分団の分団長となり、昭和61年に一度退団しましたが、平成4年に再入団し、これまで訓練部長、副団長を歴任されました。稲田さんの任期は、平成30年12月1日から2年間です。

なお、前団長の小林勇雄さんは、団長として6年間、町の消防団活動に尽力されました。36年にわたる長い間、大変お疲れ様でした。



町長から辞令を受ける稲田団長

### 就任のあいさつ

鏡石町消防団長 稲田 幸吉



この度、長い歴史と伝統を誇る鏡石町消防団の団長に任命され、消防団の任務がますます重要性を増す中、その職責の重さを痛感しております。さて、近年の火災については、件数こそ減少傾向にあるものの、その内容は大規模化、複雑多様化しております。また、火災だけでなく、全国東日本大震災をはじめ、全国

各地の豪雨災害など、予測不可能な大災害が増加しております。これらの災害に対応するため、日頃から訓練と知識の習得に努め、団員が一致団結して町民の安心安全を守るために活動してまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

### 退任のあいさつ

前鏡石町消防団長 小林 勇雄



昭和49年に入団し、昭和57年に第3分団長となり、一度退任しましたが、平成4年に再入団し、訓練部長、副団長、団長を務めさせていただきました。36年の長きに渡り務めることができましたのも、ひとえに団員をはじめ消防関係の皆様、そして、町民の皆様のご指導とご協力のおかげと感謝申し上げます。

消防団を取り巻く環境は、社会情勢の変化などにより厳しさを増しておりますが、今後も一町民として側面から消防団活動を支援してまいります。終わりに、町消防団の今後益々のご発展とご活躍をご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。

## 「こおりやま広域圏」形成へ!



町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の4市7町4村が協力し、それぞれの強みを生かして、人・モノ・情報が行き交う地域づくりに取り組んでいく試みです。

### 互いに協力し、助け合う

今後、人口減少が進むと、税収の減少や社会保障費の増大などで、市町村単独でのサービスの維持が困難になります。

そこで、「こおりやま広域圏」というネットワークを形成し、互いにそれぞれの地域の良さを理解して広め合い、高め合い、助け合って地域活性化に取り組みことで、住民の皆さんが将来にわたって安心して快適な生活を送ることができる地域づくりを目指します。

▼問い合わせ先  
総務課 ☎62-2117

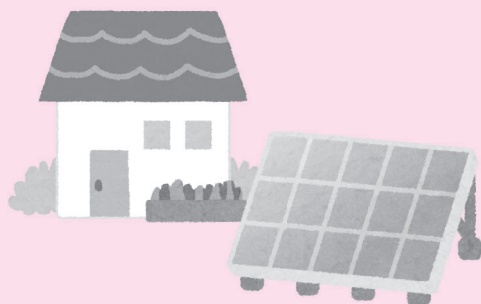
### こおりやま広域圏とは?

こおりやま広域圏は、郡山市を中心に、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、大玉村、猪苗代町、石川

### 税務町民課からのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方に賦課される税金です。次のような場合は平成31年2月28日までに届け出てください。

- 届出様式は税務町民課にあります。
- 平成30年中に建物を解体した方・固定資産の所有者が亡くなられたご家族の方へ
- 家屋減失届
- 未登記の家屋(住宅、倉庫、作業場等)を12月31日までに取り壊した場合
- 相続人代表届
- 亡くなられた方の所有していた固定資産の相続登記が12月31日までに完了していない場合
- 家屋課税名義人変更届
- 未登記家屋について平成31年度以降の課税名義人を変更する場合



### 平成30年中に太陽光発電設備(パネル等)を設置した土地の所有者の方へ

売電を目的として太陽光パネル等を設置した土地の所有者の方につきましては、平成31年度の土地評価額に変更(自家用発電設備は除く)が生じますので、設備を設置したことがわかる書類等をお持ちください。

▼問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2114